

◆ 目次 ◆

- 1 「倉光総領事から着任の御挨拶」
- 2 「総領事館からのお知らせ」
- 3 「領事便り」
- 4 「広報・文化便り」
- 5 「日本関連行事等のお知らせ」
- 6 「ケベック州・大西洋4州政治経済情勢」

1 倉光総領事から着任の御挨拶

このたび新井前総領事の後任として在モンリオール日本国総領事に着任しました倉光秀彰（くらみつ・ひであき）です。6月4日にモンリオールに着任いたしました。

これまで、外務省欧州局政策課長等、主にヨーロッパ関係のポストを務めて参りました。パリでの二度の勤務をはじめ、ブリュッセルや韓国等において 大使館や政府代表部での勤務経験もございます。カナダについては、これまで短期間の出張経験はありますが、モンリオールを訪れるのは初めてです。さらに、総領事館での勤務も初めてのことです。

このように、在モンリオール総領事として、初めてづくしでございますが、当地には、長い期間にわたり、また幾世代にもまたがって、在留邦人の皆様、日系人の皆様、日本企業関係の皆様、日本文化を守り、また発信されている皆様といった日本とカナダの関係を支えてくださる多くの方がいらっしゃると聞き、大変心強く感じております。

まずは領事館として、邦人の皆様が安心して御活躍いただけ、また大いに企業・経済・文化活動等に取り組んでいただけるように着実な領事サービスの実施に努めて参ります。また、これまで日本とカナダ、とりわけ当館の管轄するケベック州、ノヴァ・スコシア州、ニュー・ファンドランドラブラドル州、ニュー・ブランズウィック州、プリンス・エドワード・アイランド州との間に、良好な関係を築かれてきた皆様に敬意を表しますと共に、引き続き皆様の力をお借りして、日本とケベック州・大西洋4州との間の関係強化に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き当館の活動に対し、御理解・御協力のほど、よろしく願いいたします。

在モンリオール日本国総領事

倉光 秀彰

2 総領事館からのお知らせ

7月、8月の休館日のお知らせ

7月 1日（水）Canada Day（カナダの祝日）

7月20日（月）海の日

3 領事便り

（1）ハリファックス領事出張サービスの御案内

当館では、モンリオールから離れた地域にお住まいの皆様の為に、領事出張サービスを実施しています。9月12日に、ノヴァ・スコシア州ハリファックスで領事出張サービスを実施いたします。

現在、パスポート(旅券)や各種証明書の申請、在外選挙人名簿登録申請を受け付けています(旅券・証明書の申請締切:8月28日)。御利用を希望される方は当館領事班まで御連絡ください。

ハリファックス領事出張サービスの日時、会場は以下のとおりです。

本サービスは、予約制となっていますので、御利用を希望される方はあらかじめ当館領事班まで御連絡ください。

●日時:9月12日(土)10時00分~15時00分

●場所:Halifax Central Library

(Windsor Foundation Room (4th Floor))

住所:5440 Spring Garden Road, Halifax, NS, B3J 1E9

TEL:902-490-5768

ハリファックス領事出張サービスの御案内

http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/visa/oneday_halifax.htm

領事出張サービスについての御質問、御不明な点がございましたら、領事班までお問合せください。(電話:514-866-3429(代),E-mail:consul@mt.mofa.go.jp)

(2)「国外転出時課税制度」の創設について(お知らせ)

日本の国外転出時課税制度が創設され、2015年7月1日以後に日本から国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。)をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に日本の所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。

また、1億円以上の対象資産を所有等している一定の日本の居住者から、国外に居住する非居住者へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の一部又は全部の移転があった場合にも、贈与、相続又は遺贈の対象となった対象資産の含み益に日本の所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。

国外転出時課税制度の対象となる方は、日本の所得税及び復興特別所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、相続又は遺贈により対象資産を取得した相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、被相続人に係る日本の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の提出及び納税をする必要があります。

なお、納税管理人の届出をするなど一定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御参照ください。

国外転出時課税制度(国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/kokugai/01.htm>

国税庁ホームページにおいては、申告書・届出書等の諸様式もダウンロードできる他、個別の電話相談が必要な場合の連絡先を調べることもできます。

税についての相談窓口(国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>

(3)在留届の「滞在期間超過のお知らせ」メールについて

当館に在留届をお届けの皆様には、6月2日付け一斉メール送信でお知らせしておりますが、「在留届電子届出システム(ORRnet)」では、今春から、在留届における帰国・変更届の提出漏れを防ぐため、在留届に申告された「滞在期間」が超過した皆様に、毎月1回、以下のお知らせメールが送信されます。

以下のメールを受信された際には、メールに記載されたホームページアドレス(URL)から、帰国または変更の手続(電子届出)をお願いいたします。

なお、本メールについての御質問等ございましたら、在留届電子届出サポートデスクまたは当館領事班まで御連絡ください。

在留届電子届出サポートデスク：ezairyu@mofa.go.jp

==滞在期間超過お知らせメールの例==

発信元：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp

件名：(重要) 在留届の滞在期間が過ぎました

本文：あなたが【在モンリオール総領事館】に登録している在留届の滞在期間が過ぎました。

お手数ですが、下記の要領で帰国届または変更届の提出をお願いします。

(以下省略)

=====

在留届電子届出システム <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

在留届に関する御照会は当館領事班までお問合せください。(電話：514-866-3429 (代), E-mail：consul@mt.mofa.go.jp)

(4) 在外選挙人名簿登録申請の御案内

在外選挙では、国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙、これらに係わる補欠選挙及び再選挙）に投票することができます。外国に住んでいても、皆様の一票が国政に生かされます。

在外選挙で投票するためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」への登録が必要です。

在外選挙人名簿の登録は、2016年6月19日において満18歳以上（1998年6月20日以前の出生）の日本国民で、海外に3か月以上継続居住している方（市区町村役場に住民票がない方、転出届を出している方）であれば申請可能です。

在外選挙人名簿登録申請には、市区町村選挙管理委員会における登録資格調査等の手続きのため、申請から在外選挙人証の交付まで通常で約2か月を要します。来年夏に参議院議員通常選挙が実施されますので、お早めに在外選挙名簿の登録申請を行ってください。

在外選挙人名簿登録申請は、当館で受け付けています。詳しくは外務省ホームページを御覧ください。

在外選挙制度の御案内

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

なお、在外選挙人証をお持ちの方で、一時帰国された際に、日本に住民票の届出を行った方は、その日から4か月後に在外選挙人証が無効になります。その場合、再度、在外選挙人名簿への登録が必要になりますので御注意ください。

パスポート等の身分証明証を持って御来館いただければ、現在お持ちの在外選挙人証が有効か確認いたします。なお、再申請の際は、在外選挙人証が必要になります。

在外選挙人名簿登録申請についての御照会は、当館領事班までお問合せください。(電話：514-866-3429 (代) E-mail：consul@mt.mofa.go.jp)

(5) 安全対策：置き引きや車上狙いなど盗難事件に関する注意喚起

夏期に入り、モンリオール市におけるモンリオール国際ジャズフェスティバルを始めとする各種イベントが各地において開催されます。

毎年、この時期には世界中から旅行者がモンリオール等を訪れますが、スリや置き引き、車上狙いといった盗難事件の発生が多く報告される時期でもあります。世界中から旅行者が訪れるとともに、旅行者を狙った犯罪者も増加する傾向が見られます。

今年も既に盗難事件が複数件発生しており、その中には残念ながら邦人が被害に遭ってしまった事件も発生して

おります。

○空港やホテルで荷物の出し入れをした後にカバンから貴重品がなくなっている。

○空港から利用したタクシーの中に貴重品を置き忘れてしまい、そのまま見つからない。

○イベント会場、レストランやバーで周囲に気をとられている間にカバンの中の財布及びパスポートが無くなっている。

○レストランやバーで食事中に背もたれに掛けていたり、後方に置いておいたりした荷物が盗られてしまった。

○レストランやバーで食事中、会話を夢中になっているところ、足下に置いてあった荷物が盗られてしまった。

○イベント会場で座席の下などに貴重品を置いたまま座席を離れたり、居眠りしたりした間に貴重品を盗られてしまった。

といった被害が目立っていますので、周囲に気を配り、これらの犯罪被害に遭わないよう努めてください。現金や旅券などの貴重品は必ず身につけるか、カバンに入れて常に視界に入る場所に置くように心がけて下さい。

繁華街の有料駐車場でも、白昼に車上狙いが発生しています。自動車を利用される方は、管理人が常駐しているなど、しっかり管理されている駐車場や周囲からの見通しのよい駐車場を選び、車内に貴重品やバッグ等を放置したまま車から離れないようにしてください。また、携行が困難な貴重品などがある場合には、駐車場ではなく別の場所で鍵のかかるトランク等に収納するなど、防犯対策を講じてください。

4 広報・文化便り

(1) 新着情報

オリエンタリス・フェスティバル

モンリオール旧港で行なわれる東洋文化紹介フェスティバルです。期間中、折り紙ワークショップを行ないます。

期間：7月23日（木）～26日（日）

折り紙ワークショップ：7月24日（金）17時半～18時

場所：Tente Atelier, Quai Jacques-Cartier, Vieux-Port de Montreal

詳細はこちらから御確認ください。 <http://www.festivalorientalys.com/>

(2) 「日本関連行事等のお知らせ」に掲載する情報の募集

当館では、日本関連行事に関する情報を随時募集しております。皆様御自身が実施される日本関連行事のほか、知り合いの方についての情報を（emagazine@mt.mofa.go.jp）までお知らせください。メールマガジンやホームページに掲載させていただきます（毎月20日までに原稿をいただければ翌月のメールマガジンに掲載することができます。ホームページへの掲載は随時行います。）。また、メールマガジンに掲載する「日本関連団体等の活動の紹介」の原稿も随時募集しております。

5 日本関連行事等のお知らせ

* 以下の日本関連行事は、必ずしも当館が共催、後援、保証している行事ではありません。また、同行事にて表明される意見等は日本国政府の公式見解とは異なる内容を含み得ます。行事詳細については、各主催団体へ直接お問い合わせください。

* 外部のサイトへのリンクは、あくまでも皆様への御参考情報です。外部のサイトに掲載されている内容や信頼性に関しましては、当館は一切責任を負いませんので御了承ください。

(1) 新着情報

ア ウェストマウント室内楽ワークショップ 講師による演奏会「鱒」

6月29日～7月5日にかけて行われるウェストマウント室内楽ワークショップの講師 {白石茉奈 (ヴァイオリン)、Katarzyna Fraj (ヴァイオリン)、Nicolas Cousineau (チェロ)、Marcin Garbulinski (コントラバス)、Martin Karlicek (ピアノ)} による演奏会です。

日時：7月4日 (土) 19時開演

場所：Westmount Park United Church

(4695 Maisonneuve Blvd. West, Westmount, Québec, H3Z 1L9)

入場料：\$20、\$10 (学生・シニア)

問合わせ・チケット予約先：wchambermusicw@gmail.com または 514-621-6885 (白石)

イ ファンタジア国際映画祭

日本映画も多数上映されます。

期間：7月14日 (火)～8月4日 (火)

詳細はこちらから御確認ください。

<http://www.fantasiafestival.com/2015/en/pre-festival>

(2) 既にお知らせしている情報

ア モントリオール市立植物園日本館でのイベント (植物園入園料がかかります。)

場所：モントリオール市立植物園日本館

4101 rue Sherbrooke Est, Montreal

問合せ先：514-872-0607

(ア) 写真展「日本の里」：日本の写真家、佐藤尚 (たかし) 氏が20年以上に亘り、日本全国の風景写真を撮影した写真展です。素晴らしい日本の里山の風景を撮るために、時には数週間車中泊することもあるという佐藤氏の写真に囲まれて、日本へ空想の旅をしてみませんか。

期間：11月1日 (日) まで

詳細はこちらから御確認ください。

<http://calendrier.espacepurlavie.ca/in-the-heart-of-japan-610585>

(イ) 展示「広島ー絵は語る」：今年はモントリオール市と姉妹都市である広島市、及び長崎市の原爆投下から70周年になります。生存被爆者の絵とちぎり絵作者亀井健三氏のひまわりの「ヒロシマ三部作」の展示が行なわれています。

期間：11月1日 (日) まで

詳細はこちらから御確認ください。

<http://calendrier.espacepurlavie.ca/hiroshima-when-art-speaks-610760>

(ウ) 裏千家淡交会モントリオール支部による茶道デモンストレーション

日時：9月5日 (土) まで毎週土曜日 13時半及び15時 (別途料金がかかります。)

詳細はこちらから御確認ください。

<http://calendrier.espacepurlavie.ca/tea-ceremony-606531>

イ ケベック州立美術館でのイベント (ケベック市)

場所：Musée national des beaux-arts du Québec

Parc des Champs-de-Bataille, Québec QC

(ア) 展示「Inspiration Japon: des impressionnistes aux modernes」

ボストン美術館所蔵の作品130点以上が展示されます。

期間：6月11日（木）～9月27日（日）

詳細はこちらから御確認ください。

<http://www.mnbaq.org/exposition/inspiration-japon-1227>

(イ) 展示「Nippon-Fiction」

アーティスト Cynthia Dinan-Mitchell による展示が行なわれます。

期間：7月6日（月）～9月27日（日）

詳細はこちらから御確認ください。

<http://www.mnbaq.org/exposition/nippon-fiction-1231>

(ウ) 裏千家淡交会ケベック協会による茶道デモンストレーション

日時：7月12日（日）、26日（日）、8月9日（日）、23日（日）、

9月6日（日）、20日（日）いずれも14時

ウ 2015 DiverseCity Multicultural Festivals (PEI)

プリンス・エドワード・アイランド州で毎夏行なわれているマルチ・カルチャー・イベントです。今年は日本の生け花に関するイベントも行なわれます。

日時：7月4日（土）－Montague、7月25日（土）－Summerside

詳細はこちらから御確認ください。

http://www.peianc.com/content/page/community_diversecity

6 ケベック州・大西洋4州政治経済情勢

最近のケベック州・日本関係について御紹介いたします。

【ケベック州・日本関係】松井一寛広島市長のモンリオール訪問

広島市とモンリオール市は、1998年来の姉妹都市関係を維持・発展させてきていますが、本年6月に開催された恒例のモンリオール会議の枠内における「レジリエント・シティ」市長フォーラム会合と「リビング・トゥゲザー・サミット」の2件の会合に対するコデール・モンリオール市長からの正式招待を受けて、松井一寛広島市長のモンリオール市訪問が実現しました。

松井広島市長は、多忙な日程をぬって6月9日から12日の日程で、モンリオール市での2件の会議参加をこなすと共に、コデール市長と会談し、協力関係について確認したほか、モンリオール市側から松井市長に対して、名誉市民の称号が授与されました。また、松井市長は、モンリオール市立植物園日本庭園・日本館を訪問し、広島市が姉妹都市提携を記念して日本庭園に寄贈した「平和の鐘」や日本館での展示「原爆-絵は語る-」を視察しました。

今般は、時間的な制約もあり、松井市長のケベック市訪問は実現しませんでした。同訪問と日・ケベック州間の関係に敬意を表し、ケベック州議会において「広島・長崎被爆70周年関連動議」が採択されました。

この訪問に先立ち、昨年8月には、コデール・モンリオール市長が広島市を訪問し、平和記念式典に現職のモンリオール市長として初めて参列したほか、広島市から特別名誉市民称号の授与がなされています。

コデール市長にとり、昨年の広島市訪問は、都市として積極的に「平和」を発信していることに共感を覚え、今年のレジリエント・シティとして都市間で協力し、共生していく「リビング・トゥゲザー・サミット」の枠組みにつながったものと思われます。

また、コデール市長がモンリオール市において推進中の「スマートシティ」との関係においても、訪日の機会

を捉えて「けいはんな学研都市」を視察し、本年春には初めてのモントリオール・スマートシティ・エキスポを開催する等、協力関係を深めています。

加えて、広島市では、7月10日を「モントリオールの日」と定め、広島市民に対してモントリオールをはじめとするカナダ文化を紹介する事業を行っています。数年前には、ココ☆モントリオール紙が、「モントリオールの日」に際して特別版を発行したので、御存じの方もいらっしゃるかもしれません。

このように、日本とケベック州、そしてモントリオール市との関係等さまざまな形で重層的に関係が深まっており、今般のように姉妹都市関係が一つの交流の中核として、両市長自らの往来により大きくモメンタムが与えられています。

当館としましても、モントリオール市との間で共同にて開催しているモントリオール市立植物園日本庭園・日本館における「平和記念式典」(当地時間：8月5日19時～)を通じて、本年の戦後・被爆70周年を「平和」をキーワードとして大いに盛り上げていきたいと、また様々な交流の機会等を捉えて日・ケベック州等の両者間の関係強化を推進していくことができたらと思っております。

[在モントリオール総領事館メールマガジン]

○このメールマガジンは送信専用アドレスから送信されています。本メールあてに直接返信なさないようお願いいたします。本メールマガジンに関する御意見・御要望は以下のメールアドレスあてに送信してください。

emagazine@mt.mofa.go.jp

○配信中止・配信先変更を希望される方は、「配信中止(又は登録解除)」、「配信先変更」を希望する旨明記の上、emagazine@mt.mofa.go.jp まで御連絡願います。登録完了後に確認のメールが届きます。

ただし、在モントリオール総領事館ホームページ内の読者登録ページから登録を行った方は、同ページ内の、「利用者情報の変更/削除」から同様の手続きが行えますので、そちらを御利用ください。

○バックナンバーの閲覧は、以下のホームページからお願いいたします。

<http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/>

○参考ホームページ

首相官邸ホームページ (www.kantei.go.jp)

外務省ホームページ (www.mofa.go.jp/mofaj/)

在カナダ大使館ホームページ (www.ca.emb-japan.go.jp)

当館ホームページ (www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/)

当館 Facebook (www.facebook.com/JapanConsMontreal)

○発行：在モントリオール日本国総領事館

(Consulate General of Japan in Montreal)

1 Place Ville Marie, Suite 3333,

Montreal, Quebec, H3B 3N2, Canada)

○本メールマガジンからの転載を希望する場合は総領事館メールマガジン担当

(emagazine@mt.mofa.go.jp) まで御相談ください。
